

令和５年度 第４回
江東区こども・子育て会議
会 議 録
(議事要旨)

令和６年３月２６日

○出席者（敬称略）

○委員（◎会長 ○副会長）

氏 名	所 属 団 体 等	
◎鈴木 秀洋	学識経験者	日本大学大学院危機管理学研究科教授 日本大学危機管理学部教授
○内藤 知美	学識経験者	田園調布学園大学子ども未来学部教授
宮原 満	福祉関係者	江東区公私立保育園園長会会長 (亀戸浅間保育園 園長)
山田 不二子	福祉関係者	医師 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン理事長
田村 満子	〃	NPO法人こどもの発達療育研究所理事長
秋山 三郎	〃	NPO法人東京養育家庭の会川の手支部 ホームスタート こうとう 代表
石村 あさ子	保健関係者	公益社団法人東京都助産師会江東地区分会会長
内野 成浩	教育関係者	私立幼稚園協会会長(神明幼稚園 園長)
北島 千絵	地域活動関係者	主任児童委員
井元 まどか	公募委員	
三堀 大介	〃	

○区職員

役 職 名		氏 名	備 考
こども未来部長		油井 教子	
障害福祉部	障害者施策課長	小林 愛	
生活支援部	保護第一課長	干泥 香	
〃	保護第二課長	弓削 喜敬	
健康部	保健予防課長	吉川 秀夫	
こども未来部	こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫	
〃	養育支援課長	小越 誠	
〃	保育計画課長	渡邊 明雄	
〃	保育課長	鳥井 将弘	
〃	こども政策推進担当 課長(児童相談所開設準備担当課長兼務)	加納 正裕	
教育委員会事務局	学務課長	賀来 亘人	
〃	指導室長	飯塚 雅之	
〃	教育支援課長	木内 苗津子	
〃	地域教育課長	笠間 衛	

○欠席者（敬称略）

○区職員

役 職 名		氏 名	備 考
地域振興部	青少年課長	篠崎 修	代理職員出席
障害福祉部	障害者支援課長	佐久間 俊育	

<傍聴者>

2 名

【会議録】

○こども政策推進担当課長

それでは、第4回こども・子育て会議を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日、内藤副会長はリモートでご出席いただいております。また出席職員については、青少年課長が欠席となり、係員が代理出席しております。障害者支援課長も他の公務の関係で欠席しておりますのでご了承ください。

また、この後議題となっております2つの調査にご協力を頂いておりますジャパンインターナショナル総合研究所からも2名参加させていただいておりますのでご了承ください。

続きまして資料についてです。ペーパーレス化の推進ということで江東区はDXを進めておりまして、机上に配布させていただいているのは次第のみで、会議資料は机上の端末内に格納しております。説明に使う際は、事務局の方で資料を操作して参ります。理事者につきましては、ご持参いただきましたPCの方でご確認くださいませようお願いいたします。その他机上に委員名簿などを格納したクリアファイル等を配布しておりますので、適宜ご参照ください。

なお、本日、傍聴を希望されている方が2名いらっしゃっています。ご報告申し上げます。ご案内が長くなりましたが、事務連絡は以上となります。ここからの進行を鈴木会長、お願いいたします。

○鈴木会長

それではただいまより令和5年度第4回江東区こども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただきましてどうもありがとうございます。本日の会議でございますが、お手元の会議次第に沿って進めさせて参ります。ご質問等については議事ごとにお受けしますが、会議の最後にも全体を通しての質問をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。また、傍聴の方に申し上げます。会議決定により会議の公開についての取扱要領が定められています。傍聴にあたっての主な注意事項はお手元の傍聴券にある通りですので、お読みの上、静粛に傾聴傍聴していただくようお願いいたします。それでは議題の方に入りたいと思います。次第の方見ていただいて議題1「（仮称）江東区こども計画策定について」事務局より説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

それでは資料1「（仮称）江東区こども計画の策定について」説明させていただきます。

まず1の計画概要となります。こちらは令和5年4月に施行されたこども基本法により、新たに自治体はこども計画を策定しなければならないと努力義務の規定が定められたところです。（仮称）こども計画におきましては、こども基本法の中で、こどもに関する施策の計画を一体として作成することができるものとされておりますので、資料にありますイメージのように、（仮称）江東区こどもの権利に関する条例における理念のもと、具体的な取組内容等を記載していく形になります。こちらは先日国から示された、こども施策に関する基本的な方針や重要な事項をまとめたものであ

るこども大綱の内容を落とし込みながら各自治体が計画を作っていくものというふうに定められております。これまでは「江東区こども・子育て支援事業計画」として策定していましたが、こちらは3つの法律に基づく3つの計画、資料にありますように子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画などをまとめたものとして策定をしておりました。この現行計画が令和6年度末までの計画となっておりますので、令和7年度からの計画を策定するにあたり、国が求めているこども計画に見合う形で策定をするということで進めているところです。そこで、新たに子ども・若者支援育成推進法で規定されております市町村子ども・若者計画の内容を足し込み、4つの計画をまとめたものとして、江東区こども計画を定めていこうというふうに考えております。今年度は色々ご議論をいただいていたニーズ調査や事前調査を行ってきましたが、このこども計画をつくるにあたっての前段階の準備として、令和5年度は色々な調査をしてきたという形でご認識いただければと思います。いよいよ来年のこども計画の策定に入っていくというところで皆様方のご意見をいただきながら作って参りたいと思っております。

2の計画策定までの進め方ですが、こども家庭庁から示される予定となっている自治体のこども計画策定ガイドラインというものを参考にしていこうと思っております。令和5年度末に公表とのことでしたがまだ示されておられません。そのガイドラインを参考にしながら全国自治体が一斉にこども計画を作っていくものですので、前例がないものではありませんが、このガイドラインを参考に、江東区も策定していく予定です。その中では当然こういったこども・子育て会議のメンバーの方からのご意見を頂戴しながら、策定を目指していきたいと思っております。

3の今後のスケジュールですが、この後資料3を使って説明させていただきますが、令和6年の5月にワークショップというものを予定しております。また、令和6年12月には、区議会にこども計画素案を報告させていただき、その後区民向けにパブリックコメントを実施して、ご意見を頂戴しようと思っております。その後、令和7年3月に、区議会におきまして今度はこども計画の案ということで報告し、そちらで了承が得られればこども計画が確定するという形となっております。こども・子育て会議なのですが、来年度、令和6年の4月から令和7年1月まで適宜開催させていただきたいと思っております。こども計画の策定についての説明は以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございました。今事務局の方から説明をいただきましたが、皆さんの方から質問ないし何かご意見等あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題2の方に入らせていただきたいと思います。「（仮称）江東区こども計画策定に係る調査結果の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

資料2をご覧ください。こちらは前回のこども・子育て会議の中でも詳細な部分についてご説明させていただきましたが、今回はそれを総括する形で前段の部分に文章を作文いたしましたので、そちらについてご説明をさせていただきます。この資料2につきましては概要版となります。参考

資料にあります本編の方ですと五百数十ページという膨大な量となってしまう、これでは少し説明に時間を要しますので、概要版の方でご説明をさせていただきます。説明は本調査の業務委託をしておりますジャパンインターナショナル総合研究所のスタッフからさせていただきます。

○株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

私ジャパン総研の國分から、調査結果について説明をさせていただきます。まず資料2について説明を進めていきますが、初めに、2ページの3回収結果をご覧ください。上の方にそれぞれ区民意向調査、それから子育て世帯生活実態調査とありますが、それぞれの回収数につきましては前回報告をしたところでございます。一方、子育て世帯生活実態調査の一番下にあります関係機関・団体への調査につきましては前回報告をしていない項目となりますので、こちらについて少し説明をさせていただきます。今回関係機関・団体に45件調査票を配布し、さらにそのうち一部についてはヒアリング調査を行わせていただきました。こちらの45件の内訳につきましては、2ページの中段の表にございますように①から⑤に区分いたしました。この①から⑤の部分につきましては、基本的には5年前の調査と同様に行っておりますが、今回は2点新規で追加をしております。1点目が、①福祉関係の一番下にあります江東区助け合い活動連絡会です。こちらは子育て支援につきましては地域の支援が重要であるという視点から調査対象に今回加えております。また2点目としましては、④青少年関係となります。先ほど資料1でもありましたが、こども計画を策定するにあたりましては若者も計画の対象となる関係から、今回青少年関係の事業を行っております事業者にも意見聴取をさせていただきました。今回の関係機関・団体の結果につきましては、本編の第4部に掲載をしておりますので、後程ご確認くださいと思います。

それでは、報告書の5ページから始まります第2章、こちらにアンケート調査、それから先ほどの関係機関・団体ヒアリング調査の結果を総括としてまとめてありますので、こちらを中心に説明をさせていただきます。大きく分けて6項目にまとめております。まず1つ目の項目であります、支援の必要な家庭・こどもへの支援となります。1の①、保護者への支援をご覧ください。こちらの丸の1つ目になりますが、こどもを持ってから経験したことについて、出産や育児で鬱病になった時期がある、また自殺を考えたことがあるという回答が、生活困難層において多い傾向が見られました。また、関係機関・団体ヒアリングでは、問題を抱えているであろう世帯について意見を伺ったところ、保護者に精神的な疾患や障害があるケースが多いという意見が伺えました。こういった世帯につきましてはこどもへの支援も必要ですが、その前にまず保護者への支援も必要であるという意見があり、重層的な支援ができる体制を整備する必要があるということが課題として浮かび上がってきているところでございます。

次に丸の2つ目、児童育成手当受給者の結果から見えることですが、3割半ばの方が収入、或いはこどもが病気のときに休めないということを理由に転職意向を持っていることがわかりました。こうした新しい仕事に就く際の支援としましては、訓練中の経済的支援、それから相談、職業訓練の機会、仕事の適性診断など、様々な支援を求める声が多く上がっていました。こうしたひとり親、児童育成手当受給者の方の就労支援体制を充実させていくということも課題として浮かび上がって

きているところです。

続いて5ページの下、1の②、こどもの学習・進学支援をご覧ください。こちらの丸の2つ目、3行目の「また」以降の部分となりますが、今回関係機関・団体ヒアリングを通じまして、コロナ禍を経て不登校が増加しているという意見がありました。また、不登校以外にも外国につながるこどもの数も増えているということで、そうしたこどもに対する語学支援、それからケアも必要であるということが意見としてありました。こうした不登校になることなどによって地域の中に居場所をなくしたこどもの安心できる場所を、学校以外のどこでどのように確保するかということが課題として挙がってきております。また、関係機関ヒアリングからは近年話題になっていますヤングケアラーにつきましても増えているという意見がありました。そうしたヤングケアラーの特徴の1つとしては、本人にその自覚がないというところも挙げられており、そうした自覚がないこどもに対してどうアプローチをするかということも課題として挙がっているところです。

続いては、1の③、こどもへの虐待防止についてとなります。こちら丸の2つ目をご覧ください。今回関係機関団体ヒアリングを受けまして、児童虐待防止に関して、原因としては、今は少子化ということで、全体的にこどもと接する機会が減っているのではないかという意見が上がりました。この意見自体は直接虐待防止に繋がるというわけではないのですが、そうしたこどもと接する機会が少ない事によってこどもとの接し方がわからなくなる、それから将来的にはこどもの育て方がわからないというところにつながるのではないかという意見もあり、もっと若いうち、小さいうちからこどもと接する機会を増やすことが必要ではないかという意見が上がってきました。

次にその下の1の④、障害のあるこどもへの支援についてをご覧ください。こちら関係機関・団体ヒアリングで上がってきたところですが、発達に障害を抱えるお子さんが増えているという意見がありました。そうした場合には適切な療育へのつながりが重要となりますが、それには関係機関同士の緊密な連携が必要であるということが、課題として挙げられました。また、そうした発達に障害を抱えたこどもへの適切な支援、療育につなげるに当たりましては、保護者の理解が大切であるということもあり、そうした保護者に対しても周知啓発をしていくことが重要であるということが意見として挙げられておりました。

続きまして、7ページの2、家庭における子育て環境の充実をご覧ください。2の①のワーク・ライフ・バランス、親子間での積極的なコミュニケーションの意識啓発の話になります。1つ目の丸になりますが、アンケート調査の中で親子関係の状況についてわかったことがございます。それは、保護者との会話が多いほど、夢があると回答するこどもが多くなる傾向があるということです。また、親は自分のことをわかってくれているという回答も保護者との会話が多いほど高くなるということがございまして、こうした活発なコミュニケーションが、良好な親子関係の形成に繋がっていくということを裏付ける結果となっていました。一方2つ目の丸となりますが、今度は親等の実情を見ますと、こどもと接する時間が少ないという保護者が4割以上となっております。また、家事と仕事のバランスを見ますと、理想はすべてをバランスよく両立するという回答なのですが、現実としては母親は家事、育児時間を優先しており、父親は仕事時間を優先しているという回答が多くありました。こうした保護者が自身の描くワーク・ライフ・バランスに近づけるように働

きかけることが課題であると言えます。続きまして7ページの下、2の②、こどもの権利の周知となります。1つ目の丸にこどもの権利の認知状況についてまとめておりますが、こどもたち自身においては、2割半ばから3割半ばで、こどもの権利について知らないという結果となりました。それから丸の2つ目になりますが、就学前保護者、それから小学生保護者の4割があまり考える機会はないという回答となっております。こうした保護者とこどもが一緒になってこどもの権利を考える機会を作る、そういった積極的な働きかけを今後進めていく必要があるのではないかと思います。ということが課題として挙げられます。

続きまして、8ページをご覧ください。項目の3つ目、就学前の教育・保育環境の整備となります。初めに3の①、教育・保育環境の充実となります。丸の1つ目になりますが、教育・保育事業を現在利用していない方の理由を伺ったところ、空きがないからという回答が1割となっております。ですので、引き続き地域需要に応じた受け皿の確保や利用者支援が必要となっているところで。それから丸の3つ目になりますが、利用できなかったサービスを伺ったところ、一時預かりについて、一定数利用できなかったという回答がございました。その理由としましては、空きがないという回答が5割以上と最も多くなっているため、保護者の息抜き対策も含めた不定期の預かりの受け皿確保が重要であり、また課題となっているということが言えます。

続きまして、9ページをご覧ください。項目の4つ目、青少年の健全育成となります。4の①、青少年の居場所の話へ移りますが、3つ目の丸をご覧ください。関係機関・団体ヒアリングにおきまして、こどもたちの居場所が少ないという意見が上がっていました。先ほど不登校や外国につながるこどもにも居場所が必要であるという意見がありましたが、こうした居場所は地域の中に1つだけあればいいというわけではなく、色々な居場所がある中で、こどもたちが自分に合った居場所を選べるということが重要であるという意見がありました。ですので、地域の中で1つだけではなく色々な居場所を作り、こどもが安心できる場所を自由に選べる環境をつくっていくことが課題の1つとして挙げられます。

次に4の②、情報教育と性教育となります。こちら丸の2つ目の性教育の部分ですが、こちら性教育の必要性について伺ったところ、中高生の8割以上がよい（よいと思う+まあよいと思う）という意見となっております。それから就学前保護者、小学生保護者につきましても、この性教育について、学校で行うことにも肯定的な意見が多かったということも踏まえ、こどもの発達段階に応じた教育内容を検討していくことが必要であると思います。

続きまして、10ページをご覧ください。4の③、相談体制・メンタルケアとなります。1つ目の丸、児童のうつ傾向の程度を示す指標として、バールソン児童用抑うつ性尺度というものがございまして、今回のアンケートでも用いているものです。こちらについて結果を見ますと、小学生が12.7%該当、中学生が26.6%該当してしまっていて、4人に1人の割合となっております。また、関係機関・団体ヒアリングにおきましても、自殺予防や不登校防止のために、児童生徒のメンタルヘルスの介入の重要性を上げるべきだという意見が挙げられておりました。一方でそういう重要性を踏まえながらも学校の相談支援体制が手薄であるという課題も上がっており、体制を充実させるということが大きな課題となっております。

また丸の2つ目ですが、中高生世代のうちひきこもり傾向のある割合は約4%となっておりまして、加えてその状況になった年齢は13歳前後と中学校の進学時に当たるという結果となっております。前回のこの会議の場において、そうした状況になったきっかけは何かという問いにその他と回答する人が多かったので、その内容が知りたいという意見をいただきました。本編の方にその結果は載せておりますが、この場にて口頭で説明をさせていただきます。その他の回答は、該当者が4%ということでごく少数のため傾向はなかったのですが、その他で該当になったものとしては、学校をやめた、あるいは集団生活に馴染めなかった、そのような意見が寄せられておりました。こうした思春期におけるメンタル面でのサポート体制を充実させることが課題であると言えます。

続きまして10ページの下段、健康づくりの支援についてとなります。5の①医療の受診状況をご覧ください。こちら丸の1つ目ですが、保護者の都合によって、こどもの体調が悪くても医療機関にかかれなかったことがあるかという問いにつきましては、特に困窮層でその傾向が見られました。ただ困窮層で見られたと言いましても、経済的な理由というよりは、保護者の多忙さが理由として挙げられておりました。先ほどの児童育成手当受給者の結果の中でも3割の方が仕事を休みづらいというような理由で転職意向を持っていたという結果がございましたが、こういった困窮層においては保護者が多忙ということも考えられますので、こうした際の医療面の対応についても検討が必要となっているところです。

続きまして11ページをご覧ください。項目の6つ目、地域の子育て支援体制となります。まず初めに6の①、地域の支援体制の丸の1つ目です。こちら就学前保護者、それから小学生保護者のアンケートの結果になりますが、地域の支援を実感しているほど、また地域のこどもの見守りを実感しているほど江東区が子育てしやすいまちだと思割合が多くなっておりました。子育てをする当事者にとって江東区が子育てをしやすいまちであると評価されるには、そうした公的なサポートだけではなく地域の協力が重要であるということを裏付ける結果となっております。それから、公的な支援、それから地域一体となって、子育て環境を整備することが求められていると言えます。それから、丸の4つ目になりますけれど、関係機関・団体ヒアリングにおいては、これも居場所の話になってくるのですが、地域というくくり、すなわちこどもであるとか障害であるとか高齢であるとか、そういう分野に縛られない地域というくくりでの居場所が必要であるという意見が寄せられました。こちら居場所の一形態として検討する必要があるというところがございます。最後になりますが、6の②の関係機関の連携についての話になります。こちら関係機関・団体ヒアリングにおきまして、こどもを取り巻く環境が複雑化、複合化してきているということもあり、さらなる他分野と職種との連携が必要だという意見が寄せられました。さらに今後は、こども計画ということで若者を対象範囲として扱うこととなります。特にこの若者につきましては、18歳の境目が1つの問題となっております。そこでサポートが切れるのではないかという不安の声が意見として上がっておりました。こうしたこども、それから若者を通じて包括的に見守るネットワークや仕組みを構築することが、課題として挙げられました。結果概要につきましては、以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま概要という形でご説明いただきましたが、皆さんの方から今の説明に関して、質問等をいただければと思いますがいかがですか。

○山田委員

アンケートの結果ということで、アンケートに含まれていた内容ということですから意見という話になるのですが、その裏付けとなるような統計がどうなのかということももし分かっていたら教えて欲しいと思います。コロナ禍で不登校が増えたというのは我々も実感として地域を見ていれば分かるのですが、アンケートでそういう意見があったというだけではなく、江東区としてその不登校の実態を把握しているのかどうかということ、また不登校の数がどうなっているのかということ、それからバールソンの抑うつ性尺度についてですけど、江東区で小学生12.7%、中学生が26.6%ということなのですがこれは例えば他の国内のデータや海外のデータと比べてどうなのかということもわかっていれば教えてください。

○指導室長

不登校の児童生徒数ですけども、年々増加傾向にありまして、令和4年度の統計にはなりますが、過去最多で小学校中学校合わせて1,000人を超えているということです。

○山田委員

質問の回答になっていません。コロナ禍で増えたという意見ですけども、年々増えているというだけでコロナとの関係性については把握されているのですかされてないのですか。

○指導室長

コロナが理由でという、それが理由で欠席というのは、不登校のところには含まれないです。

○山田委員

それはそうですよね。不登校の定義がそうですから。そうではなくて、コロナ禍によって親子関係が変化したとか在宅の時間が多くなったとかそういうことが影響して不登校になることもが増えているという意見が、今日本からも世界からも聞こえてきているのですけども、それを江東区としてデータによって把握されていませんかという質問です。

○指導室長

コロナに特化した理由により不安で不登校になっている、そういった統計は持っておりません。全体的には、無気力、不安、そうした理由で不登校になっているケースが多いので、その中にコロナの影響といったものはあるのかなというところでございます。

○山田委員

つまり、年々増えているその増え方がコロナによって増大しているかどうかということです。私はコロナの影響で不登校になりましたということもほとんどいないと思うので、そういう統計をとったとしてもそれは無理ですから。コロナの影響というのは、いわゆる自然増にプラスアルファとして、このコロナ禍で不登校が増えていけばそれはコロナの影響があるのではないかと統計学的に考えるわけで、そういう統計はとっておられないのですかという質問です。

○指導室長

そういった統計はとっておりません。

○株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

バールソンの抑うつ性尺度について今確認できる範囲で報告させていただきます。国の調査結果は調査中です。東京都は行っていますが、公開されているデータが学校に行きたくないと思っただり度別ということで、今回ストレートに比較できる方法ではないのですが、概ね大体小学5年生で10%台後半、大体2割弱ぐらいというところですので、今回の調査結果に比べると都のほうが少し高いのかなというところですね。一方で割とすぐに比較しやすいデータで出てくるのが大田区になりますが、そちらでは小学5年生で、全体で見ると15.4%が抑うつ傾向ありというような数値が紹介されています。こちらでも今回報告させていただいたデータと比べますと、今回報告書の数値が12.7%ですのでそれに比べると若干江東区の方が低いというところかなと思います。引き続き調査可能な、比較可能なものについては調査させていただきます。以上です。

○鈴木会長

山田委員がお話しされたことは、統計がありますかという話と、コロナに関して色々と生活様式が変わったり子ども同士の関係性が変わったり教師と子どもの関係が変わったりとか、色々なことがデータとして出ていますので、それに基づいてそうしたことはどう分析しているのかという話だと思います。今教えていただいた国がどうか他の自治体がどう分析しているのかということもありますし、江東区としてはどうなのかということや、特に調査をしてないのであれば、この点についてはアンケートやヒアリング、また学校長会とか色々な教育委員会で行っている場合もあるわけですので、そうしたものを分析したりする機会を設けるということがあってもいいのではないかなという話かなと思います。僕が勝手にまとめる話ではないと思うんですけど、そういう予定は一切ないのかどうかということも含めて、ちょっと問題提起を含めてご確認されたのかなというふうに理解しておりますが。

○山田委員

後半のバールソン尺度の方ですけど、小学校5年生に特化した数と小学校全般の数は比較できないと思うんですね。大田区においても東京都においても小学校5年生という学年で出しているわけですね。例えば江東区の小学校5年生のデータを他区や東京都のデータと比べると意味がある

かもしれないですけど、小学校全般を押し並べてしまったデータと比較しても比較にはならないと思うんですよ。

○株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

今回申し上げた調査区分に関して言えば、今ご紹介した大田区のものも江東区の実態調査についても対象が小学校5年生ということで、ある程度比較可能なものになっております。

○山田委員

今回の対象が小学校5年生ということなんですね。この報告書には小学生がとしか書いていないですね。

○株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

これは結果概要、総括ということで小学校については書けるデータがこれですのでこう書いてありますけれども、1ページのところをご覧くださいでしょうか。調査区分がそれぞれまたがついているものですので、総括の中でこれについてはこの調査区分でという書き方をしないところがございますが、下の大きな2番目の子育て世帯生活実態調査というもののの中の区分で言いますと、小学5年生児童に対して行っているものとなります。

○山田委員

詳細見ればわかるのかもしれませんが、調査対象が4年生から6年生の場合と5年生の場合とが調査項目によって違うみたいですけど、どのデータをもとにどの結果を出したかがわからなければ、これを読み解けないです。

○株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

おっしゃる通りそちらは比較したり解釈したりするときに重要な点であります。この概要版の総括部分にどこまで詳細に書くか検討したところです。取り急ぎ調査結果の報告書としてはどの学年が対象かということを公開してないものではないという点だけご承知おきいただければと思います。

○鈴木会長

今回のアンケートで何がわかって逆に何がわかっていないのかということも分析として大事な点だと思っていますので、その点も含めて、今やりとりがされている部分があるかなというふうに思います。この関連でもご意見がございましたらまたあとでお聞きしたいと思いますけれども、他の委員からはいかがですか。

○秋山委員

今山田委員もおっしゃっていたように、この概要の総論で、どの項目からこういう結論を出したとかそういった部分がまず抜けているというのがあります。それから、関係者及び団体ヒアリングによるとというのがものすごく多いですけど、それについても結局具体的なところはこの一番後ろの方にまた出てきますよね。それによって、どういったところの団体がどういうふうに言っているかというのが、これだけを読んでも見えてこないですよ。だからそこら辺のところ、確かに概要だから大つまみにしているのかもしれないですけども、例えば団体ヒアリング結果は40何ページ以降に出てくるわけで、それを読んでからじゃないとわからないという部分があるので、概要にしてももう少し詳細に詰めていただいた方がよかったのかなというのが意見としてあります。

○こども政策推進担当課長

確かにこれはどこまで書くかという話ですね。書き込みすぎると逆にわからなくなりますし、とはいえ書かなさすぎるとどうなのかというのはもうおっしゃる通りです。その中でこれはあくまで概要版であり、本当は本編相当分厚いんですけども、こちらを読んでもいただくのは難しいと思い、シンプルにわかりやすい形をと考えた結果このような記載とさせていただきました。以上です。

○秋山委員

できればその概要で、ここのところはこの調査結果のこの部分から引っ張ってきたであるとか、そういった文言を少しずつ入れてもらおうとわかりやすいと思うんです。ただこれを急に団体のヒアリングはこうだったとかとは言わないで、この概要版にも結果は出ているわけですから、これは何ページのどこら辺に載っていることであるとか、そういうような伝え方をしてくれるともう少し丁寧になったのではないかなと思います。またこれは先ほど山田委員がおっしゃっていた部分についても同じだと思うんですよ。この%というのはどこから引っ張ってきたのかというのをもう少し丁寧に言ってもらおうとよかったと思いますので、そこら辺はもう少し考慮していただければと思います。

○鈴木会長

ありがとうございます。あと僕もちょっと足させてもらいます。例えば7ページのワーク・ライフ・バランスのところとかでも、余りにこれいつの報告なのかとかいうか、例えば男性は仕事が優先とかいうことはもうずっと前から言われていることで、それをここで調査した結果としてこれが出ていても、いや逆に足すのであれば例えば何も変わってないことについてであったり、何十年何も変わってなくていまだにそうであるということであったり、分析なのか、そうではなくて何が足りてないのかとか何かしらの意味があるのかなと思ってしまう訳で。秋山委員が話されたみたいはこの概要にどこまで書くかというのはあると思うのですが、それでもどこから持ってきているのかとかそういうことがわかりやすくなるようにするなど、後でそっちを見れば詳細がわかるということが理解しやすいよう概要にももうちょっとあってもよかったのかなということは私も少し思いました。それがないと結局単なる読み物になってしまうといえますか、あくまで調査をしてそれを分析

したという意味であるので、やはりエビデンスとの結びつけ方というのは何かしらもう少し工夫があってもいいかなという気はしました。いかがですか。

○井元委員

今のお話でちょっと加えて意見をさせていただくと、この概要版と本編の位置付けについて今皆さんのお話を聞く限り、やっぱり概要版は他の地域の自治体との比較とか前回のアンケートとの比較とか、そうしたところをもっと情報として求めているのではないかと思うので、そうした位置付けのものとして整理された方がいいと思います。例えばですけど、2の家庭における子育て環境の充実などにおいても、本編の何百ページのどこに詳しく書いてあるといったようなちょっとした書きなどが後ろのほうにあれば、今の秋山委員のご指摘はクリアできるのではないかと思うので、このように表現や位置付けをもう少しクリアにする方がいいのではないかと思います。本編は正直頑張って読めばわかる話なので、本編は概要プラスもう少し情報が欲しい方が使う読み物という位置付けにしていく方が、せっかくパワーをかけてつくられているということでいいのではないかと思います。また、学者の方などは結構本編を見られると思うのですが、あまり時間がない方で江東区はどういう取り組みをしているのか知りたい方や今回アンケートに答えられた方などに対して、そういう人たちが読みやすい概要部分において、江東区のすごさであったり現実であったりをわかってもらうための、ある意味江東区のアピールの場のように使った方がもっと有意義なものになると思いますので、そうした観点でぜひご検討いただければと思います。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。事務局からするともう少し前に言って欲しいというのはあるかもしれないですけど、これは、今日本当は完成でという形で報告という意味でいただいたのかなとは思いますが、何か出ている意見部分の微調整はできたりはするんですかね。これはこれで修正できずに完成という形なんですかね。

○こども政策推進担当課長

実際のところ、年度末になっていますので、日数的に考えると本当に最終的な微調整の部分しか対応できないというのが現実的なところではあります。

○山田委員

まったく話が変わるのですが、私が代表している団体の定款変更で他自治体とやりとりをしたときに、期日が目前に迫っているにも関わらず大幅な変更指示が何度も来るといったことがあったんです。行政は民間にはそうした指示を平気で出すけれども、民間から行政にそういう指示を出すとその程度の返事しかしてもらえないのかという印象は受けましたね。もちろん年度末までということで確かに期日は迫っていますから大幅に変更することが難しいことはわかりますけれども、今はコンピューターで作業をしているわけですから、秋山委員や井元委員、鈴木会長からもあった通

り、概要の方に本編の参照ページを書き足すこと自体はそこまで手間ではないと思います。予算とか決算とかを全部書き込むようにとか明日までに仕上げるようにといった指示を私たちは言われてそれに必死で対応しているわけですし、ただシンプルにまとめれば概要版になるというのはそれは違うと思います。

○こども政策推進担当課長

検討はさせていただきますが、できるところとできないところがありますので、検討した上でご報告させていただければと思います。

○井元委員

今お話いただいた通り、本編のどこを参照しているかというところまでは今週中であれば何とか修正できるのかなと思います。ただ先ほどコメントをいただいていたような他の自治体との比較の話については、今後のスケジュール的にパブリックコメントやそうしたところが出たときに概要版が参照されると思うので、少なくともそれまでに追記ができればこの概要版の役割としてはいいと思います。ですので、いつまでにどこまでを追記するのかといったことを考慮して対応いただければと思います。あとは、ベストなものを作ってくださいを祈ると言いますか、期待していますというところです。

○鈴木会長

簡単に言うとこれが表に出ていくわけですから、これに基づいて説明したときにこの根拠は何なのかとか、毎回この委員から出ているような疑問が外部から出るということも当然あると思います。やはりそのときにはまた説明をしなければならないわけですから、僕ら自身からも疑問が出てきているという事情もありますし、最初からその部分はちゃんとしたエビデンスを補充して入れておいたほうがいいのではないかと思います。また、直せる範囲の話とは別になりますが、これを説明する際には当然補足資料などを作りますので、広報のときなどにはちゃんとしたエビデンスを追加したものとセットで発表をするなど、やり方はいくらでもあると思います。少なくとも委員の皆さんからはこれだと簡略化をし過ぎていると多数の意見が出ていますので、何かしら少し工夫をしていただきたいと思います。

○こども政策推進担当課長

ありがとうございます。わかりました。なるべく本件については今いただいたご意見を反映できるように行えるところまでは行った上で、今会長がおっしゃったようなこの資料を補足する資料のようなものの作成を検討させていただこうと思います。委員向けになってしまい対区民向けではないので皆様からのご意見に半分しか答えられなくなってしまいますが、検討したいと思っております。

○山田委員

いや委員向けでは意味がないので公開ができるものにして欲しいのですが。

○こども政策推進担当課長

検討します。

○北島委員

今の件ではないのですが、先ほど山田委員に質問していただいた不登校のお子さんの数ですが令和4年は小中で1,000人を超えているというお話でした。令和2年からコロナ禍の影響が出たと考えますと、コロナ禍直前である令和元年の不登校の%に対して、令和4年は何%ぐらいになったのかというのを単純に知りたいと思いまして意見いたしました。今すぐの回答でなくても次回でも大丈夫です。

○こども政策推進担当課長

どこまで分析できるか分かりませんが、分かりましたら次回以降回答させていただきます。

○鈴木会長

ヤングケアラーの問題も少し出ていたのですが、他の自治体においても色々との部署がやるのかとかいう話がありますよね。国の法律改正の動きとして現段階で把握している部分があれば少し教えていただければと思います。

○養育支援課長

ヤングケアラーの関係につきましてはまだ法改正の詳細は国から出てきていません。子ども・若者育成支援推進法で18歳に限らないという規定となるというふうには聞いていますが、詳細はまだ今一つ把握できていないです。江東区の現状で言いますと、今養育支援課が中心になって関係機関と連携しながら要保護児童対策地域協議会のネットワークを使いながら対応するというをやっていますけれども、18歳以降の対応というのは課題の1つになっています。以上です。

○こども未来部長

すみません、少し戻って先ほどの山田委員からのご質問の件についてですが、概要版の記載につきましてはスケジュールの都合もございますので、できる限り反映をさせていきたいと思っています。

また、他区や国の状況ですとかそういったものはデータを集めまして、本編とは別の形で資料を作成するか必要な部分は計画の中に記載をしまして、区民の皆様にはわかりやすいようにしてホームページ等で公開していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○秋山委員

最後にこれだけ発言させてください。例えば、概要版9ページの4の②の性教育というところは、26ページの方で書いてあることを引っ張ってきたというような形で、そうした文言を少しずつ入れてもらえばわかりやすいと思うんです。そういった細かいところになりますが、そうしたことをしてもらえればものすごくよくわかるようになると思うんですよ。そうしたことがなくて急にこれを持ってこられても、一体これはなんだということになる。誰の作文なのっていうことになってしまおうと思いますので、そうしたところをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○山田委員

性教育のデータも取っていただきありがとうございます。多分これは前回取ってないですよ。だから今回初めてのデータなんですけど、思った通りだなというところで、就学前と小学生の保護者にも性被害防止の性教育ということに対して肯定的な意見が多いのはそれはそうだと思いますか。だって3歳のこどもにセックスを教えると言ったらぎょっとする親が多いかもしれないですけども、3歳のこどもに誰かにプライベートな部分を触られたら大人に相談しようという教育をすることを嫌だっていう親はいないですから。だからやっぱり、こういうデータが出た時点でぜひ施策に反映させて欲しいです。この会議でも何度かコメントをさせてもらっていますが、こうしたアンケートの結果も出ていますし、また幼稚園や保育園の先生方も今日代表者として来てくださっているわけですから、小学校でだけではなく就学前のこどもたちへの人権教育としての性教育をどんな方法でやれるかということを江東区として具体的に検討してもらえると非常にありがたいです。

○内藤副会長

私もこどもの権利のところなのですが、この7ページの「知らない」という回答が1割とか2割というような記載ですと、逆にかなり認知されているように見えてしまっていますが、実際には「聞いたことはある」という程度の人がかかなり含まれていて、知らないという回答が1割とか2割という記載は、全国と比較しても逆によく知っているというふうに誤解されやすいと思うのです。ですので、このあたりの記載の表現方法には気をつけないと、こどもの権利を「知っている」という中身がかかなり曖昧になってしまうので、やはりもう少し補足が必要かなと思いました。

○こども政策推進担当課長

ありがとうございます。確かにおっしゃる通りです。今の先生のご意見を踏まえていわゆるミスリードをしてしまわないように計画の中での書きぶりは気を付けていきたいと思っています。ありがとうございます。

○井元委員

概要版を拝見して、また本編の方もまだすべてではないですが読ませていただいて、これから調査の結果を踏まえて計画に落としていく、そして所々この会議にはまさにプロの方がいらっしゃるので、先ほどの性教育の話とかなどについてご意見をいただきながら本当にそれが実現可能なのか

などそうしたところを確認していくという感じでしょうか。まずそもそもの部分を少し確認したいと思います。

○鈴木会長

この点の使い方も含めて進行についてということで、説明してもらえればと思います。

○こども政策推進担当課長

はい。この調査結果報告書の使い方になりますが、この後こども計画というものを策定していくにあたり、いわゆる行政計画は何か課題があってそれを解決するために計画を作り、長期的に継続的にやっていくという形になりますので、その前段の課題という部分を見つけ出すためにこの調査結果報告を作成しています。この調査結果によって、先ほどまでお話をしていましたこどもの権利の部分や性教育の部分にこういう課題があるのではないかとということで行政がまとめたので、これに引き続くものとしてこども計画で、解決の具体性もしくは方向性を示していくという形になっていきます。

○井元委員

はい、ありがとうございます。この場でお話しすべきか迷ったのですが、今回私がこの会議に区民、そして委員として参加させていただいていますので、この概要を読ませていただいて気づいたことといいますか、少しアイデアベースになってしまうのですが、今後の検討の際にぜひ1つのアイデアとして考えていただけたらと思い、コメントさせていただきたいと思います。幾つかあるのですが、まず総じて皆さんが江東区に期待しているということが見えてきてまして、区民としてはとてもうれしいと思いました。ですので、ぜひ江東区のエデュケーション環境がよくなって欲しいと思いますし、もっといいサービスを持っていることが伝わればいいというふうに思いました。フリーコメントがあったと思うのですが、その内容でいろんなアイデアがありましたので今後それが拾われていくのかというのが1つ疑問として思ったところになります。そこは疑問に思いつつアイデアとして思ったことを幾つか言わせていただきますと、まずこども向けのワークショップだけではなく、例えば職員さんが少し大変になりますけれど平日の夜に大人向けのワークショップをオンライン開催して意見を受けたりとかするとか、また地域別に区切って、今回の具体的な施策みたいところに落とし込んでいくにあたって大人からも意見を受ける場みたいなものがあると色々なアイデアが出てくるのではないかとフリーコメントを見ていて思いました。予算の都合や人員配置の都合などもあると思いますが、今回こども向けのワークショップをやるという話ですので、よければそういった大人向けのイベントもご検討いただけるとよりいいアイデアが出てくるのではないかと思いました。人によるところも大きいとは思いますが、パパ・ママたちは目の前で色々な事象に直面しているので結構熱い意見を持っていたりすると思うのですが、その全部を受けるわけではないというところは前提にしつつ、段階的にとか優先度をつけながら考えていくということを、江東区の姿勢として見せることにより、より区民の理解が高まるのではないかと思いました。

2つ目が、区のサービスに収入差や地域差があるという話がこの概要版と本編に書かれていましたが、それはだいたい悲しいことだと思います。収入により支援が必要な方がいて、それをフォローする必要があるということは理解しているのですが、その支援が必要な方だけがすごく目立ってしまってもというのがあります。確かフリーコメントだったと思いますが、その支援のために納税しているわけではないといった声が出てしまうというのもわかって欲しいと思いました。そうした声が出るのはおそらくアピールの仕方や情報の見せ方に問題があると思います。今後もきっと収入差やそうしたところに対して、江東区の方でサービスを展開していくと思うので、そのところは一つ、何かアイデアというか気づきになるのではないかと思います。ボール遊びNGであったり雨の日の遊び場問題であったりも、ぜひ検討いただきたいと思います。

あとは、次の話で紐づくのですが、色々な支援をするより支援がいらないようなサービスを拡充する方が必要ではないかというコメントがあったように把握していて、それは本質の話だと思います。支援中心に考えると、江東区としてやるべきことがどんどん増えていって、そうすると職員さんもますます大変になり、その情報を展開するのものがすごく大変なので、今回の計画検討の際は支援がいらないようにするにはという観点からご検討いただくのもこのアンケートによる1つの気づきかなと思いました。それに近いのですが、情報が入手しにくいという問題は、乳幼児小学生の親に共通して出ている問題ではないかというのがアンケートを通して思ったところです。アンケートの中にもこの今回のアンケート調査で初めて江東区が行っているサービスを知ったというコメントがあったと思いますし、最近江東区のLINE通知もすごく見やすくなっているのですが、例えば乳幼児小学生の親向けのLINEツールとか、あと就学前の親、新年長さんのタイミングとかで江東区のサービスなどを説明する場、また先輩パパ・ママを交えて相談会をするような場を設けることで、学童問題などに対してある程度気持ちの準備ができ、今回のアンケートに出ていたように学校などに対しても少し捉え方が変わってくるのではないかと思います。すでにたくさん行政サービスを提供されていると思いますので、例えば伝え方を工夫したり、地域一体となった環境づくりといったことは例えば町内会をうまく活用したりするなど、そうした様々な要素の生かし方次第なのかなと思いました。よい計画ができるように、もちろん来年度の会議の中でも気づいたところをコメントができればと思いますし、ぜひご検討いただきたいと思います。

○鈴木会長

ありがとうございます。調査結果に関して、その後これをどのように使っていくのかを確認することはとても大事なことだと思いますので、今いただいた意見なども参考にいただければというふうに思います。よろしいですかね。また関係しているということで最後にもう1回ご意見をもらう機会を設けたいと思います。それでは議題3「（仮称）江東区こどもの権利に関する条例及び（仮称）江東区こども計画に係る意見聴取の実施について」事務局からご説明をお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

資料3をご覧ください。資料中の1と2についてはすでに実施した内容のご報告になりまして、3につきましてはワークショップということで、今後実施する内容の報告となります。まず1のアンケート調査についてですが、18歳以下の子どもを対象として昨年10月から11月にかけて実施いたしました。アンケートは全部でかなりの枚数配付させていただいたのですが、特に大きいのが小学校4年生から中学校3年生まで、区立小中学校の児童・生徒にご協力いただきまして、全員にお願いしたという形になっております。また、高校生やそれ以外の方たちに対しましては、区内の公共施設などへQRコード付きのチラシを配架しております。回答としては3,000件を超える回答をいただきまして、かなり簡単な設問でしたので皆さん回答しやすかったと思うのですが、江東区のどこが好きかやあったらいいと思うものなどといった簡単な質問をさせていただきました。

続いて2のヒアリング調査です。こちらは11月から12月にかけて行いました。実際に区の職員が本人のところまで行ってヒアリングをしてきたという形になっております。こちらの目的といたしましては、広くアンケートを配ったのですが、アンケートを手にとれなかったりする可能性がある子どもですとか、またこの後お話しするいわゆるワークショップ、多くの子どもが集まるワークショップになかなか参加が難しいという子どもがいることが想定されますので、こちらから個別に聞きに行く形のヒアリングを行いました。下の表の中にある、こういった対象の子どもたちにヒアリングを行ったわけですが、例外としましてどうしてもお子さんがお話をすることが難しいという場合につきましては、対象の保護者の方からのヒアリングという形で替えさせていただいた部分があります。障害のある子どもがそのケースでして、先生方にもご協力いただいて子ども発達センターや特別支援学校に行きまして、保護者の方からのご意見を伺ってきたところです。その下ブリッジスクールに通う子どもや、外国籍の子どもはそれぞれ学校に行ってお話を聞いてきました。その下、里親委託児いわゆる里子の方も数名からお話を直接いただくことができています。これらのご意見につきましてはダイレクトに条例や計画の中に盛り込むというよりは、こういったある意味少数と言われている方たちのご意見をしっかりと伺いながら条例や計画づくりの際に活かしていければと考えております。

最後に3ワークショップです。こちらは5月に実施するのですが、全部で4回ワークショップを実施する予定です。こちらについては各回20名程度の子どもたちに集まってもらい、保護者がいない状況の中でみんなで話し合いながら、何らかの形になるものを作ってもらおうということを想定して開催するものですけれども、5月の土日ということで1日ずつ、大体2時間程度ぐらいで集まってもらおうと思っております。昨日募集を締め切ったところになりますが、各回大体20名程度が集まっており、合計86名の方からお申込いただきました。どのような意見が出るかなと楽しみにしているところですが、ここで出た意見などについても条例や計画の方に盛り込める部分についてはしっかりと盛り込んでいきたいというふうに考えているところです。説明は以上です。

○鈴木会長

説明の方ありがとうございます。皆さんからご意見ご感想ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

○三堀委員

3のワークショップのところなんですけれども、各回20名、計80名程度ということですがこれは定期的に開催されるものなのでしょうか。アンケート調査とかヒアリングとか、もともとで言ったら多分こどもの権利に関する条例とか、江東区の小中のお子さんに色々と本当に広くお話を聞いていくべき内容だと思いますので、何かこの枠の中におさめるのはなかなかちょっと機会としてもったいないのかなというところもあります。

○こども政策推進担当課長

資料3のアンケート調査、ヒアリング、ワークショップの位置付けなんですけれども、こちらについては国の方で、こども計画を策定する際などこども施策を検討するときにはこどもの意見を聞きましょうということが、国のガイドラインによって示されているところです。ですので、これ以降にはやらないというわけではありませんが、今回計画を策定するにあたってこういったものを実施するというご説明をさせていただきます。少し説明が足らずすみません。今委員がおっしゃった話につきましては、令和6年度にこどもの権利に関する条例を作成しまして令和7年4月から施行されますが、施行後の周知啓発が特に大事なのかなと思っているところです。こどもの権利条例を作っておしまいではなく、そのあとの部分についても力を入れていかなければいけないかなというふうに考えていますので、この後も定期的なワークショップや出前講座、あるいは講演会などどういった形になるのかはまだわかりませんが、そういった啓発の部分というものもあわせて力を入れていこうと思っておりますが、今回についてはそういうことでご理解いただければと思います。

○山田委員

このアンケート調査の結果は今解析中ということだと思うんですが、報告はいつごろいただけるんですか。

○こども政策推進担当課長

説明が漏れており失礼しました。ワークショップの結果までを含め、次回のこの会議で意見内容についてご報告できればと考えております。

○秋山委員

今の山田委員のアンケートの話もそうですけれども、ヒアリング調査も結局非常に微妙な問題ですのなかなかすべてを明らかにすることはできないとは思いますが、これだけが出てきてもよくわからないという感じです。次回報告をするということでもいいんですけど、例えば1つ1つの項目について大体何人ぐらいに聞き取りをしたとか、そういったことも含めてもう少し丁寧にしていたきたかったというふうに思います。以上です。

○田村委員

やはり同じような意見になるのですが、この3つの項目でも例えばどういう内容についての調査が具体的に行われたのかとか、具体的なことをそれぞれにおいて知りたいと思いました。それで、先ほどの調査の結果もそうですけれど、その解釈はすごく重要だと思うんです。どう解釈していくか、例えば最初の調査は余りにも一般的な言葉が並べられていたから多分皆さんの意見も色々出たわけで、もっと読み込めるとかが大変重要かと思うので、ぜひこの中身を明らかにしていただけたらと思います。以上です。

○鈴木会長

非常に大事な意見を皆さんでまとめていただいたかなというふうに思います。他はいかがですか。

○山田委員

先ほど井元委員からご指摘があった、また議題2との関連もあるのですが、今回は我々委員の方に報告があって、その次に公開になるのかなとは思っているのですが、毎回そうはしていただいているのですが、書きぶりですよね。行政サービスなので、納税者が読んでくださるわけです。そうすると、納税している区民の方たちにとって自分たちの税金がどういうふうに使われるかということには当然関心があるわけです。そうしたときに先ほどご指摘があった自由意見のところに書いてあったということでピックアップしていただきましたが、濃厚な支援を要する人たちのことが余りにクローズアップされると、そういう支援からほど遠い区民からすると、少し違和感を覚えてそれはそうだろうとは思っています。そうしたときに、でもやっぱり濃厚な支援が必要なこともたちや区民もたくさんいるわけで、それをどういうふうに表記するかというときに、虐待の問題をやっていると賛否両論ある言葉ではあるんですけど、最近の流行語でユニバーサルアプローチという言葉があるんです。虐待対応ではユニバーサルにしちゃうとハイリスクアプローチが弱まるので、虐待の専門家はユニバーサルアプローチというのは好まないんですけど、ただ行政的にはユニバーサルアプローチというのはなかなかいい言葉だと思うんですよ、弱い人にとっていい制度とかシステムというのはすべからずそうではない人にとっても活用できるという発想がユニバーサルアプローチなんですから。もともとユニバーサルデザインといって、例えば障害のある方たちにとって段差がないとかそういうことは障害がない人にとっても大事ですよという、そういう発想でユニバーサルデザインができて、それを支援に応用してユニバーサルアプローチという概念が今広がってきている。何でもユニバーサルアプローチにしまうと、さっき言った通りハイリスクアプローチはどうするのかという問題はあるのでそこは実際の個別のケースで配慮しなければいけないけれども、書きぶりとしては、行政がある税金をかなり濃厚に使う対象の人たちがいて、所得の再分配の1つのシステムだと思いますけど、それを提供している側の納税している側の人たちが納得いくような書きぶりというものをやっぱり行政は今後ちゃんと検討し、宣伝していく必要があるのではない

いかなと思います。そうしないとやはり平等感が損なわれてしまうので、その辺をもう少し気をつけていただけるとありがたいなと思いました。通じましたでしょうか。

○こども政策推進担当課長

ありがとうございます。行政が公金を使うときにはその説明が必ず求められるというのはおっしゃる通りですので、これはこういった会議や議会に対して説明していく必要があります。先ほど井元委員からも指摘があった際に、ちゃんと意義を説明しきっていないからそういうふうにする人がいるだろうと思ったのですが、なぜやらなければいけないかという部分については例えばこれまで通りしっかりと説明をしていくということは大事ですし、計画の中にどこまで書き込めるかにはなりますが、しっかりと計画にも書いていくというのが必要だというふうに考えております。以上です。

○秋山委員

ワークショップでどういうふうな話を進めていくかということもものすごく大事だと思うんです。こどもたちを集めてこどもの権利条例やこういう権利があるよと伝える、ただそれだけでいいのか。例えば意見表明権といって、こどもが自分の意見を言うことができる、愚痴を言ってもいいという権利があるんですけど、今のこどもたちはどちらかというと親に心配をかけちゃいけない先生に心配をかけちゃいけないからと、自分で抑圧している部分がものすごくあるというふうに、里親としてもホームスタートとしても感じる部分があるわけですよ。それを、先ほどから言うように書きぶるといいですか、話の持って行き方によっては議論がどちらにでも行ってしまうわけですね、こどもが相手な訳ですから。そこら辺のところをどういうふうに進めていくかということについて、今回こんな方向でいきたいというのがあるのでしたら教えてもらいたいなと思います。

○こども政策推進担当課長

はい。5月に開催するワークショップなんですけども、少し早めの今募集を締め切っている理由としては、4月いっぱいかけて、申し込いただいたこどもたちに、どういうところに興味があるかといったことをアンケートしようと思っています。また当日につきましては、こどもが意見を出しやすいように部屋の中に入るのはお子さんだけで保護者の方がついてきた際は会場外で待っていてくださいという形にしようかなというふうに考えているところです。いずれにしても4月に入ってから内容の詳細は詰めていき、どういったやり方だと一番みんなが意見を出しやすいかというところについては検討したいと思っています。その材料として今ご説明した通りアンケートなどでこういったところをもっと知りたいとかこういうことをもっと発言したいというところを事前に把握した上でワークショップを進めたいというふうに考えています。ただ単なるお勉強会にはならないようにしたいというふうには考えています。

○鈴木会長

頭出しの資料であるというふうに理解はしていますが、頭出しでもその辺の重要な点についてはもう少し見えるようにしておいていただきたいということと、方針や方向性についてやはり明確なものが必要なのではないかというようなご意見が出たかと思います。僕も他の自治体とかを見てきたり関わってきたりしまして、学者としての立ち位置で見えますと、作ってそれでおしまいといったような形式的なことも権利条例の方が逆に多いのではないかと感じています。あとはワークショップをやっても子どもたちが模範的な意見を言うのは山ほど見てきているので、ちゃんとこちらからヒアリングをするという、ちゃんと出向いていくなどして、先ほどの話のように意見をどういう形でしっかりと聞くのかということはものすごく重要だと思います。田村委員もいらっしゃいますし、ずっとこの場でもいろんなことを教えていただいているので、僕らが形式的に言葉を聞くということでは拾えないものはいっぱいあるはずなので、それをどうやって拾って江東区の中に生かしていけるのかというのはすごく大事な話かなというふうに思います。あと山田委員の先ほどの話を自分の専門なので復元すると、平等というのが行政の中の抗弁といいますか、他の自治体とかでよく言われているんですけど、特定な支援が必要だという時に平等だからできないということがあって、そこについてはやはり自分の専門分野からすると形式的平等と自主的平等は違って、そういう自主的平等からすれば個別的にでこぼこがある支援というのは当然の話になりますし、行政の基本原則に公正というものがありますので、そこからすれば補充や支援が必要な人たちに厚い支援をしていくというのは何ら平等原則に反しませんというところを明確にして、僕らも進んでいく必要があるのかなと思いました。

○石村委員

ワークショップなんですけれども、小学校4年生とかは実際まだ小さいので、この4ヶ所だけではなく子どもが行きやすいところをもう2ヶ所ぐらい増やしたらいいかなと少し思いました。例えば有明の方は遠いですし、それから亀戸とかそういうところもなかなか難しいのかなと思いますし、東陽あたりはどうなんだろうかと今見ていて少し思ったんですけど、もう少し増やされたらいいのではないのでしょうか。

○子ども政策推進担当課長

ご意見ありがとうございます。今回については既に募集を締め切ったという状態ですのでなかなかこれからさらにというのは難しいところですけども、今後開催する際の検討にしていきたいと思います。大体深川城東を4エリアで分けるという、これまでもやってきた形で今考えているところです。

○鈴木会長

ありがとうございます。他に委員の方どなたかご意見等ありますか。

○井元委員

今回ワークショップにたくさんの方が応募されたということで私もよかったなと思いつつ、今後このワークショップをきっかけに、江東区のこどもたちにこどもの権利ということをどう理解してもらって、それが自分たちの権利だということを意識してもらうか、理解してもらうか、そしてそれに基づいて行動してもらおうかというのがすごく重要になってくるのではないかなと思っています。また、私は前回の会議のときにあまりこどもの権利について知識がなかったので少し書籍とかを見てみたんですけど、その中で面白い取り組みがあったなと思っていて、もう皆さんご存じかもしれないというのと会長が多分詳しいのかなと思うので、今後検討の中で皆さんからご意見をいただきながら江東区なりのやり方をみつけるといいのかなと思います。例えば川崎市とか町田市とかであれば、こどもの委員会とかこども会議みたいなものを開催していて、定例会を通してイベントとか施設について考えたりこどもたちの中で提言をまとめて市長さんに意見を出したりですとか、そういうことをやっているみたいですので、江東区も持っている資源を生かして、例えばこどもプラザとかもありますし、そこの施設のルールを作ってみるとか、そうしたところで少しずつこどもの権利というものを実践する場や考える場みたいなのを作っていくといいのではないかなと思いました。結果的にアンケートでもあったようなところに紐づくのですが、こどもの居場所づくりみたいなのところにも繋がってくると思うので、ぜひ検討いただきたいというところです。

○内藤副会長

対象者が小学校4年生以上になるとどうしても言語で表現できるということがベースになってきますので、江東区としてはやはり乳幼児期からしっかりこどもの権利ということを意識するというスタンスを根っこに持っておかないと、小学校以上の言語で何かできる人の権利というふうになってしまいますので、こどもの条例を制定するにあたって江東区の芯の部分はぶれないでいただきたいなと思います。

○鈴木会長

ありがとうございます。先ほど井元委員が話に出されていましたが、僕はそちらの会長をやっていますのでそういうところも問題点は感じています。僕は行政経験もあるので色々宣伝をしている自治体は山ほど知っているのですが、実際本当にその自治体がこどもの権利を守る活動をきちんとやっているのかというのはかなり疑問があるので、江東区は今日幹部の方が皆さんいらっしゃっていますけど、それをどう具体的にしていくのかというところはすごく大事かなと思います。1つ色々なところで感じるのは、先ほど話されたみたいにこどもの権利は知っていますかとこどもに聞いたら、知っています、でも自分がいる学校の現場ではいじめが起きていて先生は助けてくれませんというようなことを山ほど聞くんです。学校の先生がこどもの権利についての授業はしているけれども、その権利が自分のクラスとかでどう実現しているのか、クラスの中で障害を持つ方とか色々な子がいる中で、それこそ平等ですということの中での対応をしているのではないのかというのが僕が見る景色ですので、形式的なこども権利条例を作っても何も変わらないと思います。作る

のであれば、さっき皆さんがおっしゃっていたような、ワークショップをどこでどのようにやっていくのかといったような作る過程はすごく大事な話になっていくし、やっていく過程で逆に僕ら大人サイドが学んでいくということが必要なのかなというのは強く思っています。

○山田委員

もう何人かの方もおっしゃっているので繰り返になってしまうのですが、ある自治体の人権施策推進懇話会というのでもう20年近くやっているものがありまして、色々な人権施策があつてこどもの人権などはかなり前に条例を作っているのですが、作りっ放しなんです。でもそれではやはりよろしくなくて、作った時代とともに権利の意識も変わっていきますから条例も適宜変わっていかないといけないですし、その都度こどもの意見をちゃんと聞いていくという体制を組んでおかないと作っておしまいになってしまうので、何とかシステムを作ってください。

○鈴木会長

それだけ専門の方からしても区民の方からしても関心が高い分野ですし、だからこそよりよいものを作りたいという思いはあると思いますので、システムを組んでいただければというふうに思います。それでは議事3までは一旦終わらせていただきまして、その他のところに入ります。事務局の方お願いできますか。

○こども政策推進担当課長

参考2をご覧ください。来年度、令和6年度におけるこども・子育て支援施策より江東区の主な取り組みと拡充事業について、参考ということになりますけれども一部ご説明させていただきます。資料の方で上から順番に概要をご説明いたします。まずは医療的ケア児の支援事業ということで、こちらについては医療的ケア児やきょうだい児が色々な理由によって皆さんと同じような体験ができないことがあるのではないかとということで、イベントなどを行い、また保護者間の交流会を開催してネットワークづくりを行っていくという事業を拡充いたします。その横の予算額の方の見方としては、例えば医療的ケア児等支援事業としては417万9千円となっておりますが、この今回の取り組みの内容についての対象の経費が77万6千円であり、その横に所管課が記載されているというように見ていただければと思います。

続いて妊娠出産支援事業です。こちらは、これまで3泊4日利用可能であった宿泊型の産後ケアつきまして、4泊5日にすること。また、非課税世帯に加えて課税世帯においても少し負担額の軽減を図ることになっております。加えて、2歳を迎えるこどもに今5万円のバースデーサポート事業をやっているのですが、こちらに1歳を迎える子どものいる家族を加えまして、5万円の配布を行っていくというものです。続いて児童手当支給事業です。こちらは、国の事業に合わせて江東区も同様に行うものでございますが、参考資料に記載の内容について拡充が行われるという形になっております。続いてこうとう家事・育児サポート事業です。こちらは、令和6年度より派遣できる対象を多胎児家庭やひとり親家庭から全世帯に拡充をしていくこととなっております。続いて

こども計画策定事業です。先ほどご意見をいただいているものですが、令和6年度にこども計画の策定をする、また併せてこどもの権利に関する条例も制定していくということで、その関連予算がこの中に入っております。次に保育施設特別支援事業ですが、こちら医療的ケア児の保育園の受け入れに係る講習を行い、また受け入れ園と江東区医師会との連携を行う予定をしております。次に保育の質の向上事業については、保育の質向上のためのガイドラインを策定していきます。また、いわゆるBCP事業継続計画の策定をする場合の支援も行っていきます。次に幼稚園等における未就園児の定期的な預かり事業ですが、在宅子育て家庭の支援の充実を目的としまして、就労の有無にかかわらず、空きスペース等の活用を行って預かり保育を実施していきます。最後に部活動振興事業ですが、休日部活動の地域移行に向けて、健康スポーツ公社や文化コミュニティ財団と連携して試行事業を実施するなどを予定しています。以上です。

○鈴木会長

ありがとうございます。その点についてのご意見、感想がございましたら、どうぞ。

○宮原委員

感想でもいいということで、私の中ではもう本当に奇跡というぐらいのありがたい取り組みで、本当にこのままの勢いで突っ走っていただきたいというのは基本的な感想ですけど、1点だけ保育の質というところで、ガイドラインを作るのはすごくいいことだと思いますが、ただ行政の中のガイドライン、そうした設置基準、最低基準に合わせるのではなくて、できればお客さんに合わせた、お客さんとはお子様や保護者の方も含めた区民です。区民に合わせたようなガイドラインであって欲しいなというふうに思っています。保育園も定員割れをしてきて、でもその中でも定員割れをしていない園中にはあります。ありがたいことに江東区はそうした定員割れをしているところに補助を半年間出してくれていますが、私は出してくれなくてもいいと思います。やはり自由競争をすることによって質は上がってくるので、定員割れをしているからこうして補助をあげるのではなくて、定員を埋めた努力に対して補助してあげた方が良くと思います。定員が割れているから補助をするということは私の中では要らないと思っていて、ちゃんと競争させて質を上げていくということも1つの手かなというふうに思っています。

○山田委員

そうですね。別の質問なんですけど、部活動振興事業、これはすごく大事だと思うんですけど、全体予算の終わりに351万7千円としかないですね。ここでやろうとしていることとかこの金額でできることって少し読んだだけでは意味がわからないんですけど、地域移行に向け、江東区健康スポーツ公社・江東区文化コミュニティ財団と連携した試行事業を行い、区の方針策定に向けた会議体を設置しますということは、地域で部活動を指導してくださるコーチとかのお金ではないという意味なんですか。

○教育支援課長

本取り組みは今年度から試行実施という形で行っているところです。具体的には、今年度試行で8回程度やっていたのですが、休日に例えばバスケットボールですとかストリートダンスですとかそういったものを行い、コーチや指導者として元プロの方や江東区のスポーツ連盟の方などに来ていただいて、指導していただきました。今後、年間を通して、移行していくわけですので、6年度につきましては、1回だけではなくて、1つの学校で最高24回ぐらい継続的にできるような取り組みを試行実施していきますので、その予算です。それからもう1つ、資料にありますように会議体を設置いたします。すでに区の中での会議は行っているところですが、実際に校長先生方ですとか、吹奏楽部など部活動を支援していただいている地域の方ですとか、専門家といった方に実際に来ていただいて、我々の取り組みを知っていただきつつ、今後の区として方向性を決める協議を行う会議体を設置するということです。以上です。

○山田委員

24回やるとしたら、幾つの学校で幾つの部活でと考えると300万円しかなかったらどの程度できるのだろうかと思うんですけど。

○教育支援課長

1つの学校で1つの種目で最大24回と考えております。これはあくまでモデル校という形でやってみて、課題や成果を上げつつそれについて検討をしていくということです。そして今後、良い取り組みを区内全体の学校に広げていけるように考えているところです。

○山田委員

結構長丁場であるということはよくわかりました。

○秋山委員

今の話に関連しまして、これは中学校だと思うのですが、小学校中学校で今学校地域協力本部でしたか、そういった形で学校ごとに使い道は違うと思いますが、私が関係している小学校ではそこの中で和太鼓のクラブを地域の指導者に指導していただいたり、また小学校の方では12、3個しかないようですけれども、ウィークエンドスクールで色々な取り組みをやったりしていますよね。そういったところのものと学校の部活などをどういうふうに考えていくか、学校支援課や地域教育課などともうまく連携して、指導者の名簿などの情報を共有していただければと思います。例えばダンスにしても、私が関係している小学校でダンスを教えてください方、中学で教えてもいいということは言うけれども、やはり部活としてそれが成り立たないといったこともあるかと思うので、そうした情報を共有していけばいいのではないかなというふうに思いますので、そのあたりをよろしく願います。

○地域教育課長

ご意見ありがとうございます。将来的にはそういった方向でということでも考えてございます。ただ部活動の方はどういう形でやっていくのかという試行錯誤の中でやっております、その方向が一定程度見えた段階で、地域学校協働本部ですとかそういったところにお声掛けをして人材の確保等に努めて参りたいと考えております。

○山田委員

その順番ですかね、という気がしたのですが。やっぱり地域での色々な小さい頃からのスポーツクラブがあるわけで、そういったところの人材やそこが担ってきた地域の活動と部活の全体像を見据えて部活動をどういう姿にしていこうかと考えなければいけないわけで、トライアルでやってみてその結果を突き合わせ直すというのは少し順番が違うような気がしますけど。

○教育支援課長

今、目指してやっていますのは、国のスポーツ庁や文化庁の方から、3年間を部活動移行の準備期間として活用してくださいということでありまして、まずは土日の部活動をどうするかというところが大きなテーマとなっているのです。まず先ほど人材獲得の話もありましたが、健康スポーツ公社等にもご協力いただきながら、その手法を今考えているところです。こちらについてはもちろんこどものためであり、これは中学生生徒数が全国的に減っていますので、部活動の持続が困難であるとか、競技経験のない教員による指導とかの課題がありますので、そうした課題をどうするかというところに今焦点を当てているところです。また教員にとっても現在大きな業務負担となっているところですので、働き方という意味合いもあるということで、まずはここを重点的に解決していきたいと考えているところです。ただ大きなビジョンは必要だと思いますので、庁舎全体で庁内検討会議という場を持って、色々な課からもお知恵やアドバイスをいただきながら進めているところです。

○田村委員

2点あります。1点は宿泊型産後ケアの利用率を教えてもらいたいということです。1泊増えてよかったなと思っているのですが、今まではどれぐらいの利用率なののでしょうか。

○保健予防課長

宿泊型産後ケアについては出産された方のうち大体1割程度の方が使っております。今年度宿泊型産後ケアを使った方に対してアンケートを行っておりまして、大体乳幼児健診に訪れた方に対して行い、アンケートの回収率は83.4%でしたので信頼度としては比較的高いと思っています。利用した方にも利用されていない方にも同時にアンケートをしまして、利用した方については利用の感想を、利用されなかった方についてはなぜ利用しなかったのかということを聞いていますが、利用されなかった方については必要がなかったというような回答が多く、本当に必要でなおかつ使える

かったという回答はそのアンケートからはそこまで見ては取れなかったというような結果となっています。

○田村委員

もう1点の質問は、利用率が随分低いなということを今ちょっと感じていて、それに比べてこうとう家事育児サポート事業が派遣を多胎児家庭・ひとり家庭から全世帯に拡充されたということは、本当によかったと思っています。私も産後の方を訪問させていただいて、やっぱり産後の家事育児、そしてその支援というのはすごく大事なと思っていたので、本当にこれが増えてよかったのですが、家事育児サポーターというのはどういう方を派遣されるのでしょうか。

○こども家庭支援課長

家事育児サポーターにつきましては業務委託をいたしまして、家事や育児の補助の事業を行っている事業者をプロポーザルで選定して、その事業者がそういった支援員を雇用して、研修などを実施した上で派遣をしているという形になります。以上です。

○石村委員

産後は産後鬱などの結構大変な問題もあるので、よく研修を積んだ事業者を選んでもらいたいと思っています。

○田村委員

3点あるのですが、まずこども計画策定事業というのは、予算のところ、全体と同じ額というのは、これは今回新しく始まった事業であって、そしてこれは今やっている会議の費用やアンケート費用のことなののでしょうか。

○こども政策推進担当課長

こちらは令和6年度の新規事業や拡充事業のご説明ということになりますので、来年度1年間の事業費という形になっております。こども計画策定事業は新規事業となりますので、全体額と同額となっています。内容としては、我々だけではできない部分を、専門知識を持った委託会社にアドバイスをもらいつつこちらの会議を開催して進めていく、そのような関連予算が入っています。

○田村委員

予算の主な内容の具体的な要素となるものが欲しかったです。それから、次に2点目なのですが、先ほど保育の質の向上等が出てよかったというご意見の中で、この保育の部分で3つ、保育施設特別支援と、保育の質の向上が出ていますが、講習はよかったのですが私はここに特別支援までではないけれど発達障害とか、多分園で困っているのはそういう子なので、そこへの補助をつけたりとか、そういう研修を増やしていくというところも大きいのではないかと思いますので、ぜひそ

こを検討してもらいたいと思います。

3点目ですが、幼稚園等における未就学児の定期的な預かり事業がこれも同額で出ていますよね。ということはつまり、今まで幼稚園がやっていた預かり事業はここに含まれないと。区立幼稚園、私立幼稚園も最近聞くとところによりますと少しやっているんですよね。どういう予算になっているのか、今までのものは含まれないで新しくどういうふうにつくられるのか知りたいところです。私立幼稚園が実は最近2歳児の預かりをやったり、色々と動かれたりしている情報を得ておりますので、内容を教えてください。

○保育計画課長

私の方からは、発達障害など特別な支援を必要とするお子さんに対する保育ということで答えさせていただきます。今回の資料には記載はありませんが、江東区ではこども発達支援ゼミということで、区立と私立が合同で、年間6回研修を実施しております。令和6年度は、こども発達支援ゼミの発展版ということで、これまでゼミ卒業生が、数百人出ていますので、そういった方のリスキングにつながる機会を設けたいと思っております。

○保育課長

特別支援児のお子さんへの保育に対する区のサポートについてですが、以前より江東区独自の補助として、特別な支援が必要なお子さんを認定した場合に別途補助をしております。各保育園には補助金でサポートをするための人員を配置していただくといった取り組みをしております。6年度からの新規ではありませんのでここには載ってないですけどもご案内させていただきました。

○学務課長

幼稚園等に預かる未就園児の定期的な預かり事業につきましては完全に新規事業ということで、これまで幼稚園で行ってきた預かり事業とは別のものとなっています。いわゆる国で言うところの誰でも通園制度というものがありますが、それとは違う都のスキームに乗ってやる事業となっています。予算の内訳としては、基本的に運営経費ですとか開設準備経費、そういったものについて予算立てをしているところでございます。以上でございます。

○田村委員

2点目の特別支援のお子さんたちへの補助が増えているのは嬉しいのですが、現実的には私が関係しているお子さん方が、例えば保育園に行っていて、ダウン症で、でも補助してもらえない。お試しでも、この段階ではつかないんです。ということも現実的にはかなりありますので、ぜひ今後に期待したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。幼稚園のところの額が非常に大きいから、一体これは何をやるのだらうと実は思ったんです。それですので、どういった事業をやるのかというのがあれば、もう少し書いていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○山田委員

石村委員からご指摘があった件と関連するのですが、もちろん感じない人がいると思うんですけど、産後ケアの必要性を感じなかった方がいるということで、産後ケアの必要性を感じるためには産後ケアを知らないといけないので、そうすると今のお話とも関連するのですが、やはり行政側の情報発信のあり方というものをもう少し検討して、ちゃんと自分にそういうニーズがあるかどうかといいますか、サービス自分の状況が繋がるように情報が発信されないと、本来のニーズはあるけれどもそれがニーズとしてデマンドとして本人から出てこないということはよくありますので、田村委員がおっしゃった通りこの表だけではこの金額のでこぼこはどこから出てきているのかがさっぱりわからないような表になっていたりするので、情報発信のあり方をもう少し気をつけていただけるとありがたいと思います。1点だけ、本当は議題の方で質問しなければいけなかったかもしれないんですけど、こども家庭センターの関連で国などから5歳児健診の話が出ていたような気がするんですが、5歳児健診を計画に入れるという予定はあるんでしょうか。

○保健予防課長

5歳児健診に関しましては、10年ぐらい前に取り上げられたときがありまして、その必要性についてどうなのかということで、当時の保健師ですとかあるいは保健予防課長のほうで検討して、鳥取の方にある大学の教授が5歳児健診をやっているということで、実際話を聞きにいきました。その時は、あまり都市部になじまないのではないかとというご意見をいただいて導入を見送っています。他区の状況を見ても、本当に保育園ですとか幼稚園ですとか集団保育で、保育者の目がある中で5歳児健診をやる意味自体がどうなのかということもありまして、保育者から見てやっぱりこの子ちょっと変わっているなだとかがあったときにアウトリーチで対応できるのではないかとというようにこともあり、現時点では少なくとも集団保育が提供されている児童すべてに一律に5歳児健診を提供するということは検討してないような状況ではあります。

○山田委員

健診という名前がよくないかもしれないんですけど、田村委員がご専門のその障害のあるこどもたちを確実にスクリーニングするためという視点で、全員が受けるのではなくても集団保育に関わっているところから、今いろんな巡回相談とかをやっていると思うんですけど、もう少し的確に、きちんとサービスに繋がるような制度というのを作ったほうがいいのではないかと思いますか、網羅的にいわゆる1歳半健診みたいにやるのではないにしても、多分幼稚園保育園で気になるお子さんはいて、個別にはご相談くださっているとは思いますが、その中には親御さんが相談に行ってくれなくても、保育士さんや幼稚園教諭から見るとこのまま小学校行ったら相当大変なんじゃないかしらと思っているお子さんたちがかなりいて、その子たちをどうやってサービスにつなげるかという制度の1つのやり方として5歳児健診という話が出ているので、江東区のやり方というのをもう少し考えていただけるとよろしいんじゃないでしょうか。

○田村委員

是非とも健診で差別するのではなくて、先ほどのユニバーサルアプローチではないですが、この子たちを見ていくことは、実際他の周りのこどもを見ていくことに非常に繋がるんですね。ですので、どういった支援がいいのか、集団として、保護者として、そしてその子への個別としてという三方向の支援が組み立てられることが望ましいと思います。クラス全体にも先生の力にも繋がっていきます。

○宮原委員

5歳児健診は新規だと難しいかもしれませんが、小学校入学前に何か健診があるじゃないですか。その中で少しプラスっていうのだったらできるんじゃないでしょうか。

○田村委員

就学时健診は、やはりあまりよろしくないものでしょうね。あれは学校を区別するための健診、相談ですので。だから就学相談はあれとは分けないと、と思います。そして年齢的には、いわゆる5歳になる4歳児が対象で、そこが重要なんです。5歳になってからでは就学相談繋がってしまうんですね。そこは印象がすごく悪いんですね。

○鈴木会長

ありがとうございます。今の田村委員がおっしゃった話も含めてなにか参考にしてもらえればという、この参考2で先ほどから妊娠出産支援事業の関係で法律改正がされているので、その部分を保健予防課長もいらっしゃるので少し聞きたい点があるのですが、困難を抱える妊産婦への支援向上という形で入って、要するに産後だけではなくて前の居場所が重要だという話になっていて、僕は今全国で色々調査とかもしていて、国の事業展開が今までの産前産後から全部そっちに統一していく話になってきて、妊産婦等生活援助事業として国は進めているんですけど、かなり使いづらいというところがあって、手がなかなか上がっていないということについてですけど、特に特定妊婦ということになってきますけれども、こどもの居場所という形でいうと、どう考えられているのかということで何か方針とか、国のそれを使えないというのだとするとなぜ使えないのかっていうことを、また区にフィードバックしなきゃいけないものってあると思うんですけど。今までもそれを使ってないのかなと思うんですけど、その辺も含めてちょっとコメントもらえればと思います。

○保健予防課長

妊産婦産後ケアに関しても出産の子育ての応援交付金に関しても、国や都から出ているお金が大きくて、基本的にはその中で動いているというような感じです。特定妊婦といいますか、要は妊婦の事前の居場所づくりに関しては結構東京都のほうからNPO法人のほうに委託事業をしていて、妊娠SOSとかそういう形の団体だったりします。基本的に妊娠の事業、特に妊娠というのがプライベートなもので、さらに特定妊婦はいろんな問題を抱えているのでプライベートの相談をすこ

くしたがるというところで、視察に行ったところは相談の85%以上が他都道府県からの相談だったりするんです。8%ぐらいがその自治体の住民で、他92%はどこの都道府県の方か分からなかったりあるいは違う自治体の方だったりするので、地方税の負担の原則から言うと、例えば江東区でやろうとすると、江東区外の方の相談が9割以上だったりするとそれはどうなのだろうとか、もっと広域の自治体が担当したほうがいいのではないかなとかそういった話もあったりするので、特にプライバシーが重要視されるものに関しては地域密着の自治体としては正直やりにくいといった傾向があるというのが正直なところです。

○鈴木会長

今日は時間がないのですが、その点も江東区は何をするのかとかも含めて、問題提起も含めてまた皆さんと少し議論したいなと思います。

○田村委員

この会議についてなのですが、今日こういう形で行われて、私は少なくとも例えば調査の項目だけでも紙が1枚ずつでも出て、こういう項目になっていますよというもののだけでもいいので紙が欲しいと思いました。皆さん方はいかがですか。是非ともお願いしたいです。

○鈴木会長

事務局より行政の方針と最初おっしゃっていましたが、委員としては皆さんそう思っているかなと思うところがあるので、その辺を少し調整していただければというふうに思います。事務連絡その他を含めて何か報告があれば、まとめていただいて会を閉めたいというふうに思います。

○こども政策推進担当課長

ありがとうございます。今年度最終最後の会ということでございますので、こども未来部長の油井から一言ご挨拶申し上げたいと思います。

○こども未来部長

皆さん1年間本当にありがとうございました。今日もそうですけれども、皆様からのすごく厳しいご意見を受けまして我々未熟な部分を感じております。来年度ですけれども、今日もご意見いただきました権利に関する条例の制定と、こども計画の策定を行うという非常に大事な1年になって参ります。本日もそうですけれども、現場の最先端にいらっしゃる皆様方が日々感じていることこそが行政が抱えている課題に直結していると思っておりますので、今後とも忌憚ないご意見をたくさんいただきたいと思っております。本当に1年間ありがとうございました。また引き続き来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○こども政策推進担当課長

今後の会議についてのご連絡です。来年度は、現時点で6回程度会議の開催を予定させていただいておりまして、第1回が5月末から6月上旬ぐらいということで想定しております。また日程調整をさせていただきますのでご協力の方よろしく願いいたします。それでは来年度も引き続きぜひご協力をお願いしたいと思っております。事務局からは以上です。

○鈴木会長

どうもありがとうございました。それではこれもちまして本日の会議は終了させていただきます。皆さんどうもお疲れ様でした。ありがとうございました。